

風マデモ包含シタル廣義ノ名トシテ慣用セリ。円山ト四條トハ由来類似ノ流派ニシテ其末流ニ至リテハ殆ド区別シ難キモノアリ。従来寫生風ニ於テ二派最モ顯著ナルカ故ニ名ヲ之ニ假リテ近古ノ寫生風ヲ汎稱スルニ用キ来レルニ過ギズ。皆慣用ニ依リテ敢テ改メザルノミ。教室画風ノ区別ハ此意味ヲ以テ解釈セラレムコトヲ望ム。尚明清畫風ノ教室ヲ設ケ得ザルヲ遺憾トス。

旧派の攻撃は右の答弁を以てしては止まなかつたものか、翌大正八年一月十日文部省専門学務局長松浦鎮次郎より正木校長に宛てて次のような要請があつた。

拜啓 美術教育ニ関する別紙の問題を大臣ニ提出せる某貴族院議員あり 之ニ對する答辯の趣旨御記述之上小生手許迄御送付被下度 頓首 拜具

一月十日

松浦鎮次郎

正木校長殿 侍史

〔以下別紙または別紙の写し。東京美術学校用箋使用。〕

美術問題ニ就キ先決ヲ要スル件

一 東京美術學校ハ現行ノ日本畫教育ニ於テ本邦固有ノ眞美術タル心術的特技ヲ捨テ寫生的技巧ヲ以テ其教育ノ根本方針ト為シアルハ果シテ其當ヲ得タルモノナルヤ否ヤノ事

一 同學校規則ニ於テハ日本畫ノ教育ト西洋画ノ教育ト全ク其區別ヲ規定シアルニモ拘ハラズ現行ノ日本畫科ニ於テ西洋畫科ト同

一ナル解剖學、遠近法、用器畫法及生人モデル等ノ課目ヲ置キ和洋混合ノ雜駁ナル技術ヲ指導シアルハ果シテ専門技術家ヲ養成スヘキ同學校規則ノ主旨ニ適合セルヤ否ヤノ事

以上

これに對して正木校長は次のように認めた。

八年一月十四日校長文部省へ持参セラル〔以上欄外に朱書。〕

一 東京美術學校は日本畫の教育に於いて一面には和漢古今名匠の畫を臨摸せしめ一面には實物の寫生を練習せしめ此の兩者に由りて得たる所を本とし自から別に意匠を立て以て新案の画を作らしめつゝあり 決して心術的特技を捨て寫生的技巧のみを以て教育の方針と為すことなし

一 日本畫科と西洋画科とに必要な共通の学科を課することは勿論有之と雖も其実技の教育は日本畫科に於いて前項述ふる所の如く洋画科は初め石膏模型に就いて木炭画を習はしめ後専ら生人のモデルに就いて油繪を学はしむ 日本画科用ゐる所の生人のモデルは主として種々の装束甲冑等を着けしめ之を寫して以て歴史画、風俗画の修養に資せしむるに在り 洋画の如く専ら裸体を寫さしむるに非ず 決して和洋混合の雜駁なる技術を指導することなし〔以上東京美術学校用箋使用。〕

⑤ 河辺正夫死去

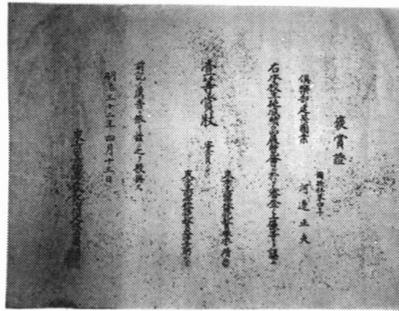
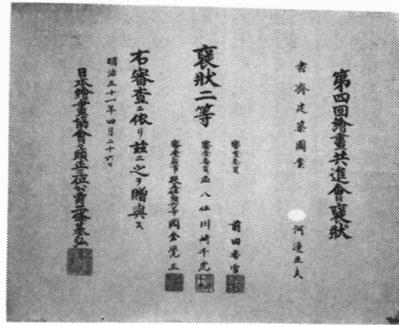
もと本校助教(凶案科)河辺正夫は盲腸炎がもとで二三年療養中

のところ大正七年二月十九日に死去した。彼は本校辭職（明治三十七年）後、永く米国に在り、室内裝飾を研究。遺著に『日本裝飾大

鑑』がある。



河辺正夫



河辺正夫賞状三種

⑥ 修学旅行の検討

大正七年十月十八日の主任教官理事会会議で次の決定がなされた。

修學旅行ニ関スル件

例年挙行ノ秋季修学旅行ハ利尠ナクシテ害之ニ伴フヲ以テ之ニ更フル有利ナル方法ヲ求ムルタメ本年度ハ之ヲ取止メタキ意見ナリシモ校友会生徒部委員ノ懇願ノ次第モアリ又タ本年度豫算ニ於テ旅行費ヲ可決セルコトナレバ本年度ハ左記ノ方法ニヨリテ各科毎

ニ主任、理事、其他ノ職員協議ノ上生徒ノ希望ヲモ酌ミソレ／＼案ヲ提出スルコト

尚ホ来年度ニ関シテハ其年度豫算編成マデニ有利ノ方法ヲ講究シテ之ヲ定ムルコト

記

- 一、修學旅行又ハ郊外写生等各科毎ニ案ヲ定メ各科可成同時ニ之ヲ行フコト
- 二、修学旅行ハ生徒半数以上参加スルコト 附添職員モ之ニ準スルコト